

七 資産の評価益

改 正 後	改 正 前
<p><u>第1款 通則</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(時価を超える評価益の益金不算入)</u></p>
	<p><u>4 - 1 - 1 法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合において、その評価換えが法第25条第1項かつこ書《資産の評価益の益金不算入の適用除外》に規定する評価換えに該当するときにおいても、その評価換え後の資産の帳簿価額が評価換えをした時における当該資産の価額を超えるときは、その超える金額に相当する金額は益金の額に算入しないのであるから、当該資産の帳簿価額は、その超える部分の金額の増額がなされなかったことに留意する。</u></p>
<p>(取得価額の修正等と評価益の計上との関係)</p>	<p>(取得価額の修正等と評価益の計上との関係)</p>
<p><u>4 - 1 - 1</u> .....</p>	<p><u>4 - 1 - 2</u> .....</p>
<p><u>(時価を超える評価益の益金不算入)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>4 - 1 - 2 法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合において、その評価換えが法第25条第2項《資産の評価換えによる評価益の益金算入》に規定する評価換えに該当するときにおいても、その評価換え後の資産の帳簿価額が評価換えをした時における当該資産の価額を超えるときは、その超える金額に相当する金額は益金の額に算入しないのであるから、当該資産の帳簿価額は、その超える部分の金額の増額がなされなかったことに留意する。</u></p>	
<p><u>(時 価)</u></p>	<p>(新 設)</p>

4 - 1 - 3 法人の有する資産について法第25条第3項（資産評定による評価益の益金算入）の規定を適用する場合における令第24条の2第5項第1号（再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額）に規定する「これらの事実が生じた時の価額」は、当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額による。

## 第2款 有価証券の評価益

(新 設)

### (上場有価証券等の価額)

(新 設)

4 - 1 - 4 法人の有する上場有価証券等(令第119条の13第1号から第3号まで（上場有価証券等の時価評価金額）に掲げる有価証券をいう。以下4-1-6までにおいて同じ。）について法第25条第3項（資産評定による評価益の益金算入）の規定を適用する場合において、令第24条の2第5項第1号（再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額）に掲げる事実が生じた時の当該上場有価証券等の価額は、4-1-7（企業支配株式等の時価）の適用を受けるものを除き、令第119条の13第1号から第3号まで及びこれらの規定に係る取扱いである2-3-30から2-3-34まで（上場有価証券等の時価評価金額の取扱い）により定められている価額（以下4-1-4において「市場価格」という。）による。この場合、法第61条の3第1項第2号（売買目的外有価証券の期末評価額）に規定する売買目的外有価証券（以下4-1-4において「売買目的外有価証券」という。）については、当該事実が生じた日以前1月間の当該市場価格の平均額によることも差し支えない。

(注) 本文の後段を適用する場合において、当該売買目的外有価証券が当該1月間に新株の権利落ちのあった株式であり、かつ、当該事実が生じた日までに新株の発行がされたものであるときにおける権利落ち前の当該売買目的外有価証券の市場価格は、本文の前段に定める価額から当該株式の権利の価格に

改 正 後	改 正 前
<p><u>相当する金額を控除した金額とする。この場合、「当該株式の権利の価格に相当する金額」は、当該事実が生じた日以前1月間（当該事実が生じた日以前1月以前に権利落ちとなった場合には、その権利落ちとなった日から当該事実が生じた日までの期間とする。）における旧株の毎日の市場価格の平均額から、当該新株について払い込むべき金額を控除した金額に旧株1株について引き受ける新株の数を乗じて得た金額による。</u></p> <p><u>（上場有価証券等以外の株式の価額）</u></p> <p><u>4 - 1 - 5 上場有価証券等以外の株式について法第25条第3項（資産評定による評価益の益金算入）の規定を適用する場合において、令第24条の2第5項第1号（再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額）に掲げる事実が生じた時の当該株式の価額は、次の区分に応じ、次による。</u></p> <p><u>(1) 売買実例のあるもの 当該事実が生じた日前6月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額</u></p> <p><u>(2) 公開途上にある株式（証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式）で、当該株式の上場に際して株式の公募又は売出し（以下4-1-5において「公募等」という。）が行われるもの（(1)に該当するものを除く。） 証券取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額</u></p> <p><u>(3) 売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの（(2)に該当するものを除く。） 当該価額に比準して推定した価額</u></p> <p><u>(4) (1)から(3)までに該当しないもの 当該事実が生じた日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時ににおける1株当たりの純</u></p>	<p>(新 設)</p>

資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

( 上場有価証券等以外の株式の価額の特例 )

4 - 1 - 6 法人が、上場有価証券等以外の株式 ( 4 - 1 - 5 の(1)及び(2)に該当するものを除く。 ) について法第 25 条第 3 項 ( 資産評定による評価益の益金算入 ) の規定を適用する場合において、令第 24 条の 2 第 5 項第 1 号 ( 再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額 ) に掲げる事実が生じた時における当該株式の価額につき昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56 ・直審 ( 資 ) 17 「財産評価基本通達」 ( 以下 4 - 1 - 6 において「財産評価基本通達」という。 ) の 178 から 189 - 7 まで ( 取引相場のない株式の評価 ) の例によって算定した価額によっては、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。

(1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合 ( 同通達 189 - 3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。 ) において、当該法人が当該株式の発行会社にとって同通達 188 の(2)に定める「中核的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(2) 当該株式の発行会社が土地 ( 土地の上に存する権利を含む。 ) 又は証券取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額 ( 相続税評価額によって計算した金額 ) 」の計算に当たり、これらの資産については当該事実の生じた時における価額によること。

(3) 財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額 ( 相続税評価額によって計算した金額 ) 」の計算に当たり、同通達 186 - 2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

( 新 設 )

改 正 後	改 正 前
<p><u>(企業支配株式等の時価)</u></p> <p>4 - 1 - 7 <u>法人の有する企業支配株式等（令第119条の2第2項第2号《企業支配株式等の意義》に規定する株式又は出資をいう。以下4-1-7において同じ。）の取得がその企業支配株式等の発行法人の企業支配をするためにされたものと認められるときは、当該企業支配株式等の価額は、当該株式等の通常の価額に企業支配に係る対価の額を加算した金額とする。</u></p>	(新 設)
<p style="text-align: center;"><b>第3款 固定資産の評価益</b></p>	(新 設)
<p><u>(減価償却資産の時価)</u></p> <p>4 - 1 - 8 <u>法人が、令第13条第1号から第7号まで《有形減価償却資産》に掲げる減価償却資産について法第25条第3項《資産評定による評価益の益金算入》の規定を適用する場合において、令第24条の2第5項第1号《再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額》に掲げる事実が生じた時における当該資産の価額につき当該資産の再取得価額を基礎としてその取得の時から当該事実が生じた時まで定率法により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額によっているときは、これを認める。</u></p>	(新 設)
<p style="text-align: center;"><b>第4款 その他</b></p>	(新 設)
<p><u>(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の資本等の金額)</u></p> <p>4 - 1 - 9 <u>法人が法第25条第3項《資産評定による評価益の益金算入》に規定する評定を行っている資産の評価益の額を益金の額に算入するかどうかを判定する場合における令第24条の2第4項第4号《評価益計上資産から除かれる資産の範囲》に規定する「資本等の金額」は、法第25条第3項に規定する再</u></p>	(新 設)

生計画認可の決定があったことその他これに準ずる事実が生じた時の直前の資本等の金額となることに留意する。

## 八 棚卸資産の評価の方法

改 正 後	改 正 前
( 期中に評価換えをした棚卸資産の帳簿価額及び評価額の計算 )	( 期中に評価換えをした棚卸資産の帳簿価額及び評価額の計算 )
5 - 2 - 17 ……………組織変更等により、……………	5 - 2 - 17 ……………組織変更、 <u>更生手続の開始決定</u> 等により、…………… ……………

## 九 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
( 評価損の判定の単位 )	( 評価損の判定の単位 )
9 - 1 - 1 法人がその有する資産について <u>法第33条第2項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》の規定による評価損を計上した場合において、……………</u> …………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… (4) …………… <u>令第68条第1項第1号</u> …………… (5) ……………	9 - 1 - 1 法人がその有する資産について評価損を計上した場合において、…………… …………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… (4) …………… <u>令第68条第1号</u> …………… (5) ……………
( 評価損否認金等のある資産について評価損を計上した場合の処理 )	( 評価損否認金等のある資産について評価損を計上した場合の処理 )
9 - 1 - 2 …………… <u>令第68条第1項各号</u> ……………	9 - 1 - 2 …………… <u>令第68条各号</u> ……………
( 時 価 )	( 時 価 )

改 正 後	改 正 前
<p>9 - 1 - 3 法第 33 条第 2 項（<u>資産の評価換えによる評価損の損金算入</u>）の規定を適用する場合における「評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額」は、当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額による。</p> <p><u>同条第 3 項（資産評定による評価損の損金算入）に係る令第 68 条の 2 第 4 項第 1 号（再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価損の額）に規定する「当該事実が生じた時の価額」についても、同様とする。</u></p> <p>（棚卸資産の著しい陳腐化の例示）</p> <p>9 - 1 - 4 <u>令第 68 条第 1 項第 1 号ロ</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>（棚卸資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示）</p> <p>9 - 1 - 5 <u>令第 68 条第 1 項第 1 号ホ</u>（<u>棚卸資産の評価損の計上ができる事実</u>）に規定する「<u>イからニまでに準ずる特別の事実</u>」とは、例えば、次のような事実をいう。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>（棚卸資産について評価損の計上ができない場合）</p> <p>9 - 1 - 6 ……………</p> <p>……………<u>令第 68 条第 1 項第 1 号</u>……………</p> <p>（上場有価証券等の著しい価額の低下の判定）</p>	<p>9 - 1 - 3 法第 33 条第 2 項（<u>資産の評価損の損金算入</u>）の規定を適用する場合における「評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額」は、当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額による。</p> <p>（棚卸資産の著しい陳腐化の例示）</p> <p>9 - 1 - 4 <u>令第 68 条第 1 号ロ</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>（棚卸資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示）</p> <p>9 - 1 - 5 <u>令第 68 条第 1 号ニ</u>（<u>棚卸資産の評価損の計上ができる事実</u>）に規定する「<u>イからハまでに準ずる特別の事実</u>」とは、例えば、次のような事実をいう。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>（棚卸資産について評価損の計上ができない場合）</p> <p>9 - 1 - 6 ……………</p> <p>……………<u>令第 68 条第 1 号</u>……………</p> <p>（上場有価証券等の著しい価額の低下の判定）</p>

9 - 1 - 7 令第 68 条第 1 項第 2 号イ……………

(注)1 ……………

2 ……………

( 上場有価証券等の価額 )

9 - 1 - 8 法第 33 条第 2 項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》の規定の適用に当たり、令第 68 条第 1 項第 2 号イ《上場有価証券等の評価損が計上できる場合》に掲げる有価証券（同号イのかっこ書に規定する株式又は出資を含む。以下この節において「上場有価証券等」という。）に係る法第 33 条第 2 項に規定する資産の価額は、……………

(注)1 ……………

2 令第 68 条第 1 項第 2 号イのかっこ書……………

( 上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定 )

9 - 1 - 9 令第 68 条第 1 項第 2 号ロ……………

(1) ……………

(2) ……………

( 上場有価証券等以外の有価証券の著しい価額の低下の判定 )

9 - 1 - 11 ……………令第 68 条第 1 項第 2 号ロ……………

(注) ……………

( 増資払込み後における株式の評価損 )

9 - 1 - 12 ……………

……………令第 68 条第 1 項第 2 号ロ……………

9 - 1 - 7 令第 68 条第 2 号イ……………

(注)1 ……………

2 ……………

( 上場有価証券等の価額 )

9 - 1 - 8 法第 33 条第 2 項《資産の評価損の損金算入》の規定の適用に当たり、令第 68 条第 2 号イ《上場有価証券等の評価損が計上できる場合》に掲げる有価証券（同号イのかっこ書に規定する株式又は出資を含む。以下この節において「上場有価証券等」という。）に係る同項に規定する資産の価額は、……………

(注)1 ……………

2 令第 68 条第 2 号イのかっこ書……………

( 上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定 )

9 - 1 - 9 令第 68 条第 2 号ロ……………

(1) ……………

(2) ……………

( 上場有価証券等以外の有価証券の著しい価額の低下の判定 )

9 - 1 - 11 ……………令第 68 条第 2 号ロ……………

(注) ……………

( 増資払込み後における株式の評価損 )

9 - 1 - 12 ……………

……………令第 68 条第 2 号ロ……………

改 正 後	改 正 前
<p>( 上場有価証券等以外の株式の価額 )</p> <p>9 - 1 - 13 ……………法第 33 条第 2 項 ( <u>資産の評価換えによる評価損の損金算入</u> ) ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 公開途上にある株式 ( 証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式 ) で、当該株式の上場に際して株式の公募又は売出し ( 以下 9 - 1 - 13 において「公募等」という。 ) が行われるもの ( (1) に該当するものを除く。 ) 証券取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>( 上場有価証券等以外の株式の価額の特例 )</p> <p>9 - 1 - 14 ……………</p> <p>……………法第 33 条第 2 項 ( <u>資産の評価換えによる評価損の損金算入</u> ) ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>( <u>資産評定に係る有価証券の価額</u> )</p> <p>9 - 1 - 15 の 2 <u>法人が有する有価証券について法第 33 条第 3 項 ( 資産評定によ</u></p>	<p>( 上場有価証券等以外の株式の価額 )</p> <p>9 - 1 - 13 ……………法第 33 条第 2 項 ( <u>資産の評価損の損金算入</u> ) ……………</p> <p>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 公開途上にある株式 ( 証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式 ) で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し ( 以下 9 - 1 - 13 において「公募等」という。 ) が行われるもの ( (1) に該当するものを除く。 ) 証券取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>( 上場有価証券等以外の株式の価額の特例 )</p> <p>9 - 1 - 14 ……………</p> <p>……………法第 33 条第 2 項 ( <u>資産の評価損の損金算入</u> ) ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>( 新 設 )</p>

る評価損の損金算入）の規定を適用する場合における令第 68 条の 2 第 4 項第 1 号（再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価損の額）に規定する「当該事実が生じた時の価額」については、4-1-4（上場有価証券等の価額）、4-1-5 及び 4-1-6（上場有価証券等以外の株式の価額）並びに 4-1-7（企業支配株式等の時価）の取扱いを準用する。

（固定資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示）

9 - 1 - 16 令第 68 条第 1 項第 3 号ト（固定資産の評価損の計上ができる事実）に規定する「イからホまでに準ずる特別の事実」とは、例えば、次のような事実をいう。

- (1) .....
- (2) .....

（固定資産について評価損の計上できない場合の例示）

9 - 1 - 17 法第 33 条第 2 項（資産の評価換えによる評価損の損金算入）の規定により固定資産の評価損が損金の額に算入されるのは、当該固定資産について令第 68 条第 1 項第 3 号（固定資産の評価損の計上ができる場合）に掲げる事実がある場合に限られるのであるから、当該固定資産の価額の低下が次のような事実に基づく場合には、法第 33 条第 2 項の規定の適用がないことに留意する。

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....

（減価償却資産の時価）

9 - 1 - 19 法人が、令第 13 条第 1 号から第 7 号まで（有形減価償却資産）に掲

（固定資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示）

9 - 1 - 16 令第 68 条第 3 号へ（固定資産の評価損の計上ができる事実）に規定する「イからホまでに準ずる特別の事実」とは、例えば、次のような事実をいう。

- (1) .....
- (2) .....

（固定資産について評価損の計上できない場合の例示）

9 - 1 - 17 固定資産の評価損が損金の額に算入されるのは、当該固定資産について令第 68 条第 3 号（固定資産の評価損の計上ができる場合）に掲げる事実がある場合に限られるのであるから、当該固定資産の価額の低下が次のような事実に基づく場合には、法第 33 条第 2 項（資産の評価損の損金算入）の規定の適用がないことに留意する。

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....
- (4) .....

（減価償却資産の時価）

9 - 1 - 19 法人が、令第 13 条第 1 号から第 7 号まで（有形減価償却資産）に掲

改 正 後	改 正 前
<p>げる減価償却資産について次に掲げる規定を適用する場合において、当該資産の価額につき当該資産の再取得価額を基礎としてその取得の時からそれぞれ次に掲げる時まで定率法により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額によっているときは、これを認める。</p> <p>(1) <u>法第 33 条第 2 項（資産の評価換えによる評価損の損金算入）</u> 当該事業年度終了の時</p> <p>(2) <u>同条第 3 項（資産評定による評価損の損金算入）</u> <u>令第 68 条の 2 第 4 項第 1 号（再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価損の額）</u> に規定する当該事実が生じた時</p>	<p>げる減価償却資産について<u>法第 33 条第 2 項（資産の評価損の損金算入）</u>の規定を適用する場合において、<u>事業年度終了の時に</u>おける当該資産の価額につき当該資産の再取得価額を基礎としてその取得の時から<u>当該事業年度終了の</u>時まで定率法により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額によっているときは、これを認める。</p>

## 十 寄附金

改 正 後	改 正 前
<p>(公共企業体等に対する寄附金)</p> <p>9 - 4 - 5 <u>日本中央競馬会</u>……………</p>	<p>(公共企業体等に対する寄附金)</p> <p>9 - 4 - 5 <u>日本道路公団</u>……………</p>

## 十一 租税公課

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の損金算入の時期の特例)</p> <p>9 - 5 - 2 ……………</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>2 標準税率は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次による。</p> <p>(1) <u>地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イ（事業税の納税義務者等）</u> に掲げる法人 <u>同法第 72 条の 24 の 7 第 1 項第 1 号イ（事業税の標準税率</u></p>	<p>(事業税の損金算入の時期の特例)</p> <p>9 - 5 - 2 ……………</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>2 標準税率は、<u>地方税法第 72 条の 22（事業税の標準税率等）</u> の標準税率による。</p>

等)の標準税率に同号ハに係る標準税率を加算して得た税率又は同条第4項第1号イの標準税率に同号ハに係る標準税率を加算して得た税率による。

(2) (1)に掲げる法人以外の法人 地方税法第72条の24の7に係る標準税率(同条第1項第1号又は第4項第1号に係る標準税率を除く。)による。

3 .....

3 .....

## 十二 貸倒損失

改 正 後	改 正 前
(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)	(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)
9 - 6 - 1 .....	9 - 6 - 1 .....
(1) .....	(1) .....
..... <u>更生計画認可の決定</u> ..... <u>再生計画認可の決定</u> .....	..... <u>更生計画の認可の決定</u> ..... <u>再生計画の認可の決定</u> .....
.....	.....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(4) .....	(4) .....

## 十三 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改 正 後	改 正 前
第3節 <u>会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</u>	第3節 <u>私財提供等があった場合の繰越欠損金</u>
(再生手続開始の決定に準ずる事実等)	(整理開始の命令に準ずる事実等)
12 - 3 - 1 令第117条第4号(再生手続開始の決定に準ずる事実等) .....	12 - 3 - 1 令第117条第4号(整理開始の命令に準ずる事実等) .....

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額)</p> <p>12 - 3 - 2 <u>令第 116 条の 3 第 1 号《会社更生等の場合の欠損金額の範囲》及び令第 118 条第 1 号《民事再生等の場合の欠損金額の範囲》</u>に規定する「前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額（同項に規定する<u>個別欠損金額</u>を含む。）の合計額」とは、.....</p> <p>(<u>債務の免除を受けた更生債権等の範囲</u>)</p> <p>12 - 3 - 3 <u>法第 59 条第 1 項第 1 号《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》</u>に規定する「<u>債務の免除を受けた場合</u>」には、<u>会社更生法第 138 条《更生債権等の届出》</u>の届出がされなかった更生債権等（同法第 2 条第 8 項に規定する「更生債権」及び同条第 10 項に規定する「更生担保権」をいう。）につき、<u>同法第 204 条第 1 項《更生債権等の免責等》</u>の規定によって、<u>その責任を免れることとなった場合も含むことに留意する。ただし、更生計画の定めるところにより同法第 2 条第 13 項に規定する更生債権者等に交付した新株の引受権若しくは新株予約権の引受権又は出資引受権若しくは基金の抛出の引受権について払込期日までに払込みがなかったためこれらの引受権が失効することとなった場合は含まれない。</u></p> <p><u>金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第 81 条又は第 248 条《更生債権等の届出》</u>の届出がされなかった更生債権等（同法第 4 条第 8 項又は第 169 条第 8 項に規定する「更生債権」及び同法第 4 条第 10 項又は第 169 条第 10 項に</p>	<p>...</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額)</p> <p>12 - 3 - 2 <u>令第 118 条《欠損金額の範囲》</u>に規定する「前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額（同項に規定する<u>連結欠損金個別帰属額</u>を含む。）の合計額」とは、.....</p> <p>(新 設)</p>

規定する「更生担保権」をいう。）に係る債務の免除についても、同様とする。

(債務免除等があった場合の債務免除等の金額)

12 - 3 - 4 法第 59 条第 2 項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》に規定する「当該各号に定める金額の合計額」を計算する場合において、同項第 3 号に定める金額が負（マイナス）であるときは、当該合計額は第 1 号及び第 2 号の正（プラス）の金額と第 3 号の負（マイナス）の金額とを通算した金額となることに留意する。

(新 設)

(第 3 号に掲げる場合に該当しない場合)

12 - 3 - 5 法第 59 条第 2 項《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》に規定する「第 3 号に掲げる場合」に該当しない場合には、法第 25 条第 3 項《資産評定による評価益の益金算入》又は第 33 条第 3 項《資産評定による評価損の損金算入》に規定する評価益の額又は評価損の額について法第 25 条第 5 項又は第 33 条第 5 項に規定する添付要件を満たさない場合(法第 25 条第 6 項又は第 33 条第 6 項の規定の適用があるものを除く。)が含まれるほか、法第 25 条第 3 項又は第 33 条第 3 項に規定する評定を行った資産のすべてが令第 24 条の 2 第 4 項各号に掲げる資産又は令第 68 条の 2 第 3 項に規定する資産に該当する場合も含まれることに留意する。

(新 設)

十四 連結法人間取引の損益調整

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡した連結法人の株式等が譲渡損益調整資産に該当するかどうかの判定)</p> <p>12 の 4 - 1 - 3 .....</p> <p>.....<u>令第 119 条の 3 第 4 項</u>.....</p>	<p>(譲渡した連結法人の株式等が譲渡損益調整資産に該当するかどうかの判定)</p> <p>12 の 4 - 1 - 3 .....</p> <p>.....<u>令第 119 条の 3 第 3 項</u>.....</p>